

平成24年10月23日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-16-11

株式会社メイション 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワー

理事長 杉浦 市

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18

三博ビル8階

事務局長 外山 孝

(TEL:052-265-9258、FAX:052-265-4

再々申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成24年5月29日付再申入書に対し、ご回答いただきありがとうございました。

さて、貴社からいただきました平成24年7月11日付回答書の内容をふまえて、消費者保護及び救済の観点から、再度別紙のとおり申入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成24年11月26日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容は適宜の方法により公表させていただきますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 ホームページの表示について

「スマ婚」ページ (<http://smakon.com/>) におけるサービス料金に関する下記表示につき、次のとおり申し入れします。

「費用が格安」

「スマ婚なら従来の結婚式費用の約半額」

「従来と同じクオリティの挙式+披露宴を約半額に抑えた」

「従来の結婚式 結婚式総費用 約300万円～約400万円

スマ婚 結婚式総費用 約150万円～約200万円で可能」

『なぜ「スマ婚」は安いのですか?』等

(1) 再々申入れの趣旨

貴社の運営するサービス「スマ婚」システムを利用すれば、あたかも通常の結婚式費用と比較して著しく低廉な価格で結婚式を挙げられるかのような表示を停止してください。

(2) 再々申入れの理由

貴社は、平成24年7月11日付回答書において、結婚式費用を下げうる理由を縷々述べておられますが、「従来の結婚式費用」という曖昧なものを比較対象としている点、依然として景表法違反の疑いが残らざるを得ません。

言うまでもなく、「結婚式費用」は、様々な費目が集合して形成されるものです。それぞれの費目の内訳すら明らかにしないまま、漠然と「結婚式費用」の安さを強調することは、消費者にとって十分な判断材料を与えることなく、価格の安さのみを強烈に印象づけ、よってその判断を誤らしめるものであるといえます。

会場代、飲食代、花代、着物代等、様々な費目が集合して成り立っており、しかも費目に対応するサービス等の内容や質も千差万別である「結婚式総費用」を漠然と比較の対象とすること自体、そもそも不適切なのです。

とりわけ、結婚式は、多数の消費者にとって初めての経験であることが多く、他方において貴社は結婚式に関する知識や経験が豊富ですから、消費者保護の要請が強く働く場面と言えます。結婚式に関する経験や知識の少ない一般消費者の判断を誤らせないためには、「結婚式総費用」の費目内訳、及

び内訳毎の内容や質といった情報を提供する必要があり、これらを明らかにしないまま、価格の安さのみを強調することは不当です

いずれにしても、貴社の当該表示は、一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと認められます。かかる表示が、景表法4条1項2号に抵触することは明らかなです。

つきましては、景表法10条2号にもとづき、貴社の結婚式総費用が、あたかも標準的な結婚式総費用と比較して著しく低廉であるかのような表示を停止するよう申し入れます。

第2 挙式披露宴利用規約の条項について

貴社が使用している挙式披露宴利用規約（ただし、平成23年10月13日版）につき、次のとおり申入れします。

1 第12条【完全履行とみなす場合】について

次の各号の一に該当する場合には、乙の義務は完全に履行されたものとみなし、甲は料金全額の支払義務を負い、減額請求等を行うことはできません。

① 略

②乙の責めに帰すべき事由なく挙式披露宴の開始時間が遅延し、「進行表」に定められたサービス及び提供される飲食物の一部または全部が変更あるいは省略されたとき

③ 略

(1) 再々申入れの趣旨

同条②号の「乙の責めに帰すべき事由なく」との文言を、「甲の責めに帰すべき事由により」との文言に変更するか、同号を削除してください。

(2) 再々申入れの理由

ア 貴社は、本条項は「履行不能」を想定したものではないと主張しておられます。

しかしながら、本条項には、サービスや飲食物を「省略」との記載があり、文言上、一部履行不能の場合を想定していることは明白です。

イ よって、本条項は、民法536条1項の原則を覆し、同人の義務を加重し、信義誠実の原則に反して同人の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に違反し無効です。

ゆえに、本条②号を削除するか、もしくは利用者の債務不履行による場合のみに適用される旨明確に定めることを、再度求める次第です。

2 第13条【不可抗力】について

1 甲及び乙は、以下に定める不可抗力その他甲乙の責めに帰すべからざる事由により、挙式披露宴の安全かつ円滑な実施が不能となったときは、その責めを負わないものとします。

①ないし⑦ 略

⑧ストライキ及び労働争議

⑨官公署による命令

⑩サービス事業者の事業縮小・廃止に伴う会場の閉鎖

⑪ 略

2 略

(1) 再々申入れの趣旨

本条第1項⑧ないし⑩号を削除するか、乙の責めによらないものであることを併記してください。

(2) 再々申入れの理由

⑧ないし⑩の事由は、真に「不可抗力」といえるのか、疑問なしとしない事由です。

そうとすれば、同各事由は、消費者契約法3条1項が要求する文言の明確性・平易性を欠くものといわざるを得ず、消費者をして誤解せしめる恐れのある文言といえます。ゆえに、本条⑧号ないし⑩号につき、乙の責めによらないものであることを併記するか、もしくは削除を求める次第です。

この点について、貴社は、本条1項柱書で「甲乙の責めに帰すべからざる事由により」との文言が入っているため問題ないと主張されます。

しかしながら、当申入れは、本条第1項⑧ないし⑩号所定の事由が「不可抗

力」といえるか自体を疑問とするものですから、①ないし⑩号の事由に該当し、なおかつこれらが甲乙の責めに帰さないものであることをより直接的に表現していただきたく、当申入れに及んだものです。

3 第16条【契約の解除】について

- 1 略
- 2 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合は、甲に対して催告することなく本契約及びその他挙式披露宴に関わる契約を解除することができるものとします。
 - ①契約書及びお客様情報の記載事項につき虚偽の記載等が認められる場合
 - ② 略
 - ③ 略
 - ④挙式披露宴において違法行為や危険行為（未成年者による飲酒，騒乱，過度なパフォーマンス等）を行う計画をしていることが明らかとなった場合
 - ⑤正当な理由なく，甲が契約書及び利用規約に違反したとき
 - ⑥乙と契約を締結する以前に，甲が乙以外の事業者と挙式披露宴に関する契約を締結（予約を含む）していたことがあるにもかかわらず，甲がその申告をせず，後日その事実が判明した場合
 - ⑦その他，乙が本契約の継続及び挙式披露宴開催が適当でないとした場合
- 3 略
- 4 乙が前2項の規定に基づき契約を解除したときは，本件契約第4条に定めるキャンセル料に相当する額の違約金を甲に請求できるものとします。

(1) 再々申入れの趣旨

本条第2項①号，④号ないし⑦号及び本条第3項を削除し，4項については，貴社に生ずべき平均的損害の額を超えないよう見直しをしてください。

(2) 再々申入れの理由

ア 繰り返しとなりますが，民法上，双務契約を解除するにあたっては，債務不履行の事実が必要とされるのが原則です（民法第2章第1節第3款参照）。

この点，貴社と利用者との間の契約を委任契約と解すれば，原則として当事者双方はいつでも解除することが可能ですが，本契約は，結婚という重要なイベントを行う利用者にとって，貴社の手段債務ではなく結果債務を求め

るものといえますから、契約の解除の点については、本契約は請負の性質を有するものといえます。

そうとすれば、債務不履行以外の理由をもって解除を認める本条第2項の規定は、事業者を予定した第②号を除き、利用者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して同人の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に違反し無効であると思われま

す。また、実質的にみても、①号については、些細な虚偽記載であっても一切認められず、解除原因とされてしまうのは不合理ですし、④号については、再考を促せばそれで足りるものと思われま

す。この点、貴社は、無催告解除事由はいずれも新郎新婦にとってのトラブルを防止するためのものであり、むしろ新郎新婦のためにも無催告解除を認めた方が有益であると主張されま

す。しかしながら、新郎新婦のためというのであれば、無催告にて一方的に解除するのではなく、催告による是正の余地を残すべきですので、貴社のかかる主張には理由がありません。

イ 本条第4項については、例えば当日の解約があった場合でも、瓶ビールなどの飲み物は他に流用できるはずですので、100パーセントの違約金は、明らかに消費者契約法9条1号の「平均的損害」を超えます。このように、モデル約款に依拠していたとしても、「平均的損害」を超える解約料の定めとして無効となる部分があることは明らかですので、是正を求める次第です。

4 第23条【合意管轄】について

本件契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所にするものとします。

(1) 再々申入れの趣旨

本条を削除してください。

(2) 再々申入れの理由

本条は、貴社と利用者との契約に関する紛争につき、貴社の本店所在地を管轄する裁判所たる東京地方（簡易）裁判所を管轄裁判所とするものです。

しかしながら、貴社は、東京の他、大阪、名古屋、横浜等にもショールームを有するため、利用者は日本全国にわたり存在する可能性があります。このような利用者らが、必ず東京で訴訟を行わなければならないとすると、貴社の得る利益に比して消費者の被る不利益は多大なものとなります。他方、貴社としては、主要都市にショールームが存在すること、全国で紛争が起り得ることも予めある程度は想定済みと推測されることなどから、消費者の被る不利益に比して、貴社が日本全国で訴訟を行わなければならない不利益は小さいものといえます。

したがって、本条が付加的合意を定めるにすぎないのであれば格別、専属管轄を定めるものであれば、利用者の利益を一方的に害し、消費者契約法10条に違反し無効であるといわざるをえません。

この点、貴社は、資本金が1000万円にも満たず、支店登記がひとつも無いことなどをもって、専属的合意管轄にも合理的理由があると主張されます。

しかしながら、資本金が必ずしも会社規模を反映するものではなく、少なくとも一般消費者に比べると資力が豊富であると思料されること、支店登記がないとはいえ、ショールームが全国主要都市に存在し、そのショールーム内で契約を行うこともできることなどから、ショールームが支店としての機能のある程度実質的に備えているものといえることなどから、貴社の主張は理由に乏しいものといえます。

5 挙式披露宴契約書の契約条項について

貴社が使用している挙式披露宴契約書の契約条項のうち、第4条につき、次のとおり申入れします。

第4条【中途解約】

- 1 甲は、本契約及びその他挙式披露宴に関わる契約のすべてを甲の都合で解約する場合、連帯してキャンセル料を乙に支払うものとします。なお、詳細は利用規約をご確認ください。

2 キャンセル料の額は下記のとおりです。

【キャンセル料一覧】

契約締結日～スマ婚パック代 金ご入金日まで（契約締結日より 1週間以内）	3万円
スマ婚パック代金ご入金日～1 80日前まで	スマ婚パック代金の半額（お内金のある会場 の場合はお内金も別途かかります※i）
179日前～150日前まで	スマ婚パック代金の全額・及びお見積額の5 %（お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※i）
149日目以降120日目まで	スマ婚パック代金の全額・及びお見積額の1 0%（お内金のある会場の場合はお内金も別途 かかります※i）
119日目以降90日目まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の20% （お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※i）
89日目以降60日目まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の30% （お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※i）
59日目以降30日目まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の40% （お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※i）
29日目以降10日目まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の45% （お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※i）
9日目以降前々日まで	スマ婚パック代金の全額・お見積額の50% （お内金のある会場の場合はお内金も別途か かります※i）
前日・当日	スマ婚パック代金の全額・お見積額の全額

※ i お内金が発生する会場

お内金 20万 名古屋観光ホテル ・ ヒルトン名古屋 ・ ウェディングレスト
ラン アンジュ

10万 名古屋東急ホテル ・ キャッスルプラザ ・ ゼブレ ・ ラ ・
メゾンブランシュ 覚王山 ・ THE HAKUAKAN ・ C
lub H ・ TRESOR APEONY

ii キャンセル料は解約申出日を基準として最も新しい見積書を基に決定され
ます。

iii すでに発注・その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴
いたします。

(1) 申入れの趣旨

各時期におけるキャンセル料について、貴社に生ずべき平均的損害の額を超
えないよう見直しをしてください

(2) 申入れの理由

ア 利用者による取消（キャンセル）の場合の取消料（キャンセル料）を定め
る本条項は、消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損
害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項」にあたりますので、解除
の事由、時期等の区分に応じ貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費
者にキャンセル料を負担させることになる部分は無効となります。

そして、事業者である貴社と各会場との契約における事前解約時の違約金
の定めが、一般消費者と各会場間におけるそれと同額であるとは思われませ
ん。そうだとすると、一般消費者と各会場間における違約金と比べて、ほぼ
同額の定めを置く本条項は、「平均的損害」を超える疑いが強いものといえ
ます。

イ また、上述のとおり、本条項によるキャンセル料の定めがモデル約款に依
拠しているとしても、「平均的損害」を超えることが明らかな条項も存在し
ますので、本申入れに及んだ次第です。

以上